

京都府後期高齢者医療広域連合議会告示第1号

京都府後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を次のように定める。

平成19年7月11日

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長 西脇 尚一

京都府後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第180条第1項の規定により、次の事項については、これを広域連合長において専決処分することができる。

- 1 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 訴訟物の価格が500,000円以下の訴訟の提起に関すること。
- 3 訴訟物の価格が500,000円以下の訴訟事件の和解に関すること。
- 4 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。